

江戸

一八三八—一八四一

東京市史稿産業篇
第五十四解説の手引き

目次

平成二十五年三月

江戸の飲食産業

1

東京都公文書館

今様大江戸瓦版
.....
6

江戸の飲食産業

天保改革前史 天保八（一八三七）年三月、水野忠邦は、勝手掛老中となつた。八年半前の文政十一（一八二八）年十月に京都所司代から西ノ丸老中へと昇進し、天保五（一八三四）年には本丸老中となつていた水野が、財政と民政を主管し老中のなかでも強い実権を握る勝手掛の地位に就いたのである。

この勝手掛就任の一年余り後、天保九年四月、水野は、江戸町奉行に対して、市中の食物商人の取締についての意見書を提出するように命じた。

水野が問題視していたのは、ぜいたくで高価な飲食

物の販売や、文化元（一八〇四）から継続している食 物商人の人数削減策の進行状況、そして、往来で飲食 物を販売する露店や屋台の増加傾向などであった。

この水野の諮問に対し、町奉行は、五月、町触案 と名主たちへの申渡案とを添えた「食類商人取締筋之 儀取調申上候書付」と題する返答書を提出した（146頁 収録）。

ここで検討されている、ぜいたくで高価な飲食物販 売の取締、露店や屋台の取締などは、いずれも、やがて開始される天保改革の際の、江戸市中の取締におい て、目玉となる政策である。

天保十一（一八四一）年閏正月に大御所徳川家斉が

死去した。その後、家斉の近臣を排除した上で、水野忠邦が天保改革の開始を公然と宣言したのは、同年五月十五日のことである。しかし、それ以前の家斉存命中、いわゆる大御所時代の段階で、いくつかの改革的政策の実施がすでに検討され始めていた。

食物商人の取締もその一例だが、本巻所収の史料を通覧すると、時期を前後して、隠売女の摘発や猥雑な出版物の取締、金銀を使つたぜいたく品の製造・販売の禁止などが、広汎に実施されていることがわかる。

ただし、藤田覚氏の研究が明らかにするとおり、天保改革開始前のこの段階においては、水野忠邦が望む食物商人の厳格な取締などは徹底していない。穩健な現実路線を探る町奉行たちによつて、実際の取締の内容は消極的なものにされている。

先に紹介した返答書からも、そうした町奉行の現実路線が読み取れることを、藤田氏が指摘している。こうした、改革的政策への積極派と消極派とのせめぎ合いの段階から水野の改革宣言に至るまでの都市政策史

の流れを、本巻の収録史料から読み取ることができるだろう。

食物商人の種類 ところで、食物商人取締の史料は、江戸町方の社会史や文化史においても、しばしば注目される。そもそも、食物商人の取締は寛政十一（一七九九）年から実施が検討され、文化元年から本格的に実施され始めている。これについては、吉田伸之氏の研究において詳細な分析がなされている。

食物商人取締の史料が、社会史や文化史で注目される理由は、取締の実施にあたって、食物商人の種別分類や、それぞれの種別の商人の実数調査がおこなわれ、その結果から、江戸の飲食産業の実態をうかがうことができるからである。

先の返答書のなかで、江戸の食物商人は、営業施設の違いによって、大きく三つに分類されている。一つめが、表店（おもてだな）の食物商人、二つめが、裏店（うらだな）や床店（とこみせ）の食物商人で、三つめが、屋台の食物商人である。



富岡八幡 二軒茶屋 雪中遊宴之図
『江戸名所図会』卷七 第十八冊

事実上の町人の私有地である町屋敷の通りに面した部分に建つのが表店である。表店の食物商人とは、地主から町屋敷の表店の土地を借りるか建物を借りるかして、そこに店舗を構えて営業する形態が一般的だたと考えられる。

町屋敷の通りからみて奥の方に建つのが裏店である。

裏店は、ふつう、商売をするには不向きな場所で、いわゆる裏長屋が建てられ、そこで賃借人が寝起きをし

ている。おそらくは、そうした裏店のごく一部に、客を入れて飲食物を提供する店があったということだろう。床店は、道端や広場などに建てられた露店である。居住は許されず、仮設の店舗ではあるが、いちおう特定の場所を占用した固定的な店舗だといえる。

これらの、表店以外で、固定的な店舗を確保して営業する、裏店や床店の食物商人が、二つめのカテゴリーとされているのだろう。

それに対して、道端や広場を商売の場とするものの、持ち運びされる屋台で営業する食物商人が、三つめのカテゴリーとされている。

こうした屋台で営業する商人たちの居住形態については、商店などを構えて営業するのに好適で地代や店賃の高額な表店に居住していたとは考えられない。その大部分は、裏店を賃借してそこに寝起きしていたものと考えられる。

したがって、その営業の場や居住の場の違いから、食物商人を大きく二つに分類すると、いわゆる表店層

の食物商人と、裏店層の食物商人の二種類に分類する
ことも可能であろう。

江戸の蕎麦屋 本巻には、食物商人のうち、蕎麦屋たちが作成した史料も収録されている（426頁）。これは、天保十（一八三九）年十一月十四日付で、「御府内蕎麦切渡世惣代」の中之郷御中間新町家主善兵衛他六名が、蕎麦屋仲間の公認を幕府へ求めた願書である。この願書には、出願に賛同していたと考えられる市

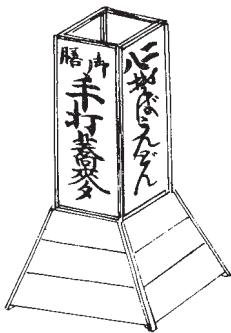
中の蕎麦屋百十七名の住所と名前の書上が付されている。そのなかには、現代まで営業を続ける老舗の有名店の名前もいくつか見つけることができる。

しかし、この出願は却下された。却下の理由の一つは、この百十七名以外に、出願に賛同していない蕎麦屋がいることが挙げられているが、その際、江戸市中の蕎麦屋の総数がおよそ七百軒余であるという見解が示されている。文化八（一八一二）年一月の調査では、総数七百十八軒という数字が出されている。この七百軒強という数字が、十九世紀前半の江戸市中における表店の蕎麦屋の総数であったといえるだろう。

中之郷の善兵衛たちが公認を願い出た蕎麦屋の仲間が、どのような目的で公認・結成されようとしていたのかは不明だが、近世を通じて何度もおこなわれる蕎麦屋の仲間結成出願の目的の一つは、競合する床店や屋台の蕎麦屋たちの営業を制限することであった。

つまり、社会的階層を異にする、表店層の蕎麦屋たちと、裏店層の蕎麦屋たちとは、基本的に競合・対立関係にあつたといえる。

高額の地代・店賃を負担し、また、経営権としての店の株式を所持していることが開業の要件である表店



江戸の蕎麦屋の行燈
『合本自筆影印守貞漫稿』
東京堂出版より)

層の蕎麦屋は、江戸の町人社会にあって、ある程度豊かな資産を有する上層の町人であったといえる。一方

の裏店層の蕎麦屋たちは、零細な小商人として、江戸の都市民衆世界を構成する人々であった。

蕎麦屋と民衆世界 それでは、表店層の蕎麦屋たちが都市民衆世界からは隔離した存在であったかというと、そうではない。その経営形態は、民衆世界と密接に結びついていた。

ある程度大きな経営規模の蕎麦屋の厨房を構成していたのは、餡飴杜氏宿からの紹介でやってきた杜氏と呼ばれる奉公人たちであった。「右奉公人の儀は、職人同前にて、手業事の儀に御座候えども、素人には仕り難く、弟子同前に仕り、段々出世仕り候えば、杜氏に罷り成り申し候」（宝暦九（一七五九）年十一月付の餡飴杜氏宿作成の史料、『江戸町舖集成』より）と記されるように、「杜氏」と呼ばれるリーダーが統制する「弟子」たちの集団が、蕎麦屋の厨房で働いていたのである。またこうした奉公人たちは「たびたび

「欠落」を繰り返し、流動的な存在であった。彼らは都民衆の一典型であったといえる。

このようなかたちで表店層の多くは、民衆世界に依存して、その経営を成り立たせていたのだろう。また、表店層の蕎麦屋と競合する裏店層の蕎麦屋の出自をさかのぼると、表店層の蕎麦屋の厨房から「欠落」した奉公人にたどりつくケースも少なくなかつたのではないだろうか。

江戸の飲食産業の構造分析は、都市民衆世界の実態を解明する上で、欠かせない研究テーマである。

【参考文献】

藤田覚『遠山金四郎の時代』（校倉書房、一九九一年）
吉田伸之『伝統都市・江戸』（東京大学出版会、二〇一二年）

小林信也『江戸の餡飴屋』（都史紀要三十九『レフアレンスの杜』、東京都公文書館、一〇〇三年）

（小林信也・専門史料編さん員）

今様大江戸瓦版

天保九年より
天保十二年まで

《天保九年＝一八三八年》

濁酒の製造・販売規制

二月十九日 町奉行より、江戸市中の濁酒製造者に対する規制が出された。天保四年以降に開業した者、同年以前から兼業で製造している者は一律に差し止め、同年以前から本業にしている者は当面は継続させる方針だ。米価が高騰したため、濁酒の製造量を減らすことが急務であった。規制を遵守させるため、製造者達に請印を提出させたが、違反者や新たに始める者が続出したため、六月十九日、再度遵守するよう通達が出され、さらに八月十一日には年番名主達が規制の徹底を申し合わせて新たに始める者の調査を開始する。しかし、規制の取り扱いが各方面で不統一であったため、

十一月六日、米方掛名主達の方でも再調査する旨を町奉行所に通達し承認された。比較的小規模な濁酒製造者たちの業務実態把握に町奉行所も苦慮することとなつた。↓産54—20、199頁。

江戸城西丸炎上

三月一〇日 朝五時頃、江戸城西丸で火災が発生。炎は六時間以上燃え続け昼頃には鎮火した。この火災により西丸は全焼した。大御所徳川家斉と奥方はすぐに本丸へと避難したため無事であった。火災の原因は、奥方の使用人控え部屋にあった燭台の火が燃え移ったことによるものと見られている。出火当時、小納戸役による吹上御庭の検分の様子を家斉が見学するための準備が行われており、燃え広がるまで火災に気づかなかつたらしい。また、風もなく穏やかな日であったのに被害が大きくなつたのは、西丸の屋根が銅瓦で葺かれていたためだとする説もある。定火消が銅瓦に足を滑らせて屋根から落ちたという目撃談もあり、銅瓦が被害拡大の一因となつたのは確かなようだ。

この火災では、定火消による消防のほかに町火消の活躍があった。本来、町火消は城内での消防は行わない決まりだったため、駆け付けた町火消も城内に入ることに躊躇し、老中水野忠邦が命じてもなかなか城に入らず、町奉行大草高好に直接命じられて漸く消防活動を開始した。ただし、一旦城内に入った後は、定火消とともに周囲への延焼を食い止める活躍を見せ、後日、町奉行より褒美を給わっている。

火災の翌日から、町火消一・二番組五〇〇人が動員され、焼灰や銅瓦の後片付けが始まつた。同時に、火事場からの銅鉄類の持ち出しを防ぐためそれらの取引を禁止し、材木問屋・仲買には市中への販売禁止を命じて御用材木を確保した。一方、石問屋仲間からは小田原産五寸石一万本の上納が出願される。こうして西丸の再建が進められていく。→産業54—38頁、変災5—

561頁。

御用薩摩芋を在方より直納する方式変更する

八月十五日 幕府への薩摩芋納入方式が変更となる。

これまで在方（生産地）から直納していたが、今後は江戸の薩摩芋商人を経由して納入することになった。

薩摩芋は当時土物（芋類）一般と異なり固有の納人を有す特化品目の一つであり、流通の主導権をめぐり江戸の薩摩芋商人と生産地村々の間で対抗関係が展開してきた。すでに文化・文政年間には、問屋仲間をして江戸への芋荷を独占的に集荷しようとする江戸の芋商人の動きに対し、生産地村々が反対し、これを阻止してきた。そして天保元年（一八三〇）に至り、馬加村・武石村など千葉郡六ヶ村は薩摩芋の「在方直納」を出願して許可された。山方村々のうち六ヶ村が納人の位置につき、神田に芋直納会所を設けて、江戸問屋の指示を受けつつ御用をつとめるという方式で、主要生産地六ヶ村が周辺の薩摩芋生産地に対して優位に立とうとするものでもあった。

しかし、天保四年以降の飢饉で薩摩芋の価格が急騰、幕府へ納入する御定値段との差額は莫大となり、山方六ヶ村は多大な損金を被つた。こうしたなか、以後御

用芋の納付は江戸の芋商人達が行うこととし、青物役所附近に御用芋の団所を置き、月ごとに納付する者の名前書を提出、御用芋の取り次ぎを問題なく行うことで町奉行筒井政憲の許可を得た。→産業54—202頁。

《天保十年＝一八三九年》

浅草寺突富興行を願い出る

三月十八日 浅草寺が、十年間にわたる境内での突富

興行の許可を寺社奉行に願い出た。古代以来の由緒を

誇る浅草寺は、寛永年間、幕府の御普請により諸堂社

の建立を実現、その後焼失したが、正保年間・元禄年

間までは公儀御普請として整備されていた。しかしそ

の後、幕府による援助も少なく、諸堂は見苦しいほど

に荒れ果てていったという。この度すべてを修復する

のにどのくらいの出費が必要なのか見積もりを出した

ところ、一万五千両もかかることがわかった。願い出

た浅草寺の別当代は「惣構の練塀は、三百間ほども壊

れています。二百年来の建物も、朽ち果てています。

天保三年の富興行や寄進などでも、五千両の収入にしかなりませんでした」と嘆いている。

これには幕府も放置できず、六月二十八日、浅草寺に五年間の突富興行を許可した。七月六日、別当代は興行計画の進行次第を記した書類や絵図等の十三種の書類を寺社奉行に提出した。「一之富」（一番のあたりくじ）当選の値段は金百両となる見込み。江戸中の話題になりそうだ。→産業54—329頁。

桐生絹買次古仲間、機屋直買の阻止をねらう

十月 西陣織の技術を受け継いだ桐生の絹織物は、近年、江戸においても重宝されている。その桐生の絹商人と江戸の呉服商人との間で、近年問題がおこっているようだ。この十月、桐生絹買次古仲間の惣代常助が願書を江戸へ差し出した。

この「桐生絹買次古仲間」とは、桐生の絹商人二十軒で構成され、「株」という権利をもつた、桐生産地商人の有力者たちである。桐生の機屋による絹織物

は、桐生の市場を支配する古仲間を通じて、江戸の十

組問屋仲間に販売される仕組みである。この二十一軒
以外に仲間に新規加入をする商人は、「新組」という
仲間に編入され、古仲間の指示に従わねばならないと
いう決まりである。

近年、この古仲間に無断で、江戸の呉服商人が桐生
織物の機屋から直接買い入れをする例（「直買」「機屋
廻り買」）がみられるようだ。古仲間はこれを問題視
し、規制の徹底を呉服問屋仲間に願書をもって申し入
れた。

翌月の十一月には、古仲間内で「古仲間議定仕法帳」
を取り交わし、仲間内の結束を固めた。ここでは、古
仲間は二十一軒と定めたのでこれ以上は親族・分家た
りとも古仲間に一切加入させないこと、「江戸呉服方」
「諸国商人」すべて仲間外の者の機屋直買は一切して
はならないこと、もし議定を破った者があつた場合は
仲間から除外することなどの条目を確認した。産54—
399頁。

腰物方役所、柄鮫不足深刻

十一月四日 町年寄は柄鮫を所持している者に対し腰
物方役所へ提供するよう、市中へ通達した。このと
ころ御用での利用が嵩むのに品不足が続いていた。腰
物方役所では、従来支配向の御鮫屋から買い上げてき
たが、品が払底となっているため、市中で柄鮫を所持
している者からも買い上げることになったもの。

柄鮫（つかざめ）は太刀や刀の柄の部分を包む鮫皮
のこと、「鮫」と言つても鱈（エイ）の一種の皮で
ある。南海から輸入したものを用いており、ざらざら
した皮は滑り止めの役割を果たすと共に、目の細粗な
どの装飾性もあり、実用と装飾を兼ね備えている。市
中でも柄鮫を取り扱う渡世の者は居り、異例の直接買
い取りで不足を補おうという考えだ。

市中で柄鮫を所持している者はこの呼びかけに沸き
立っている。腰物役所へ柄鮫を持参する者の中には不
心得者もあり、迷惑の声もあることから、町名主の組
合毎に柄鮫を所持している者を取り調べる模様だ。↓

産業54—425頁。

蕎麦切り商売の者御国恩金上納を願う

十一月十四日 蕎麦切渡世惣代善兵衛ら七名が町会所に願書を提出した。その内容は、蕎麦切り商売の者たちで、この年より五年間、毎年百両ずつを上納し、町会所の救済資金に差し加えてほしいというものだ。この願書は、訴訟筋であるため町会所では扱うことができないため、町奉行所で処理されることになる。

町奉行所では、奇麗な申出としながらも、事実関係を確認するため、町会所年番肝煎、年番名主らによる調査を命じた。その結果、善兵衛らは江戸市中の同業者を約七百人と見積り、一ヶ月に一人一匁ずつ出資することを前提に計画を立案していたが、営業不振の者の中には出資することを迷惑と感じている向きもあり、実情に合わないことが明らかになってきた。結局この出願は、町奉行所の判断で却下されることになる。↓

産業54—426頁。

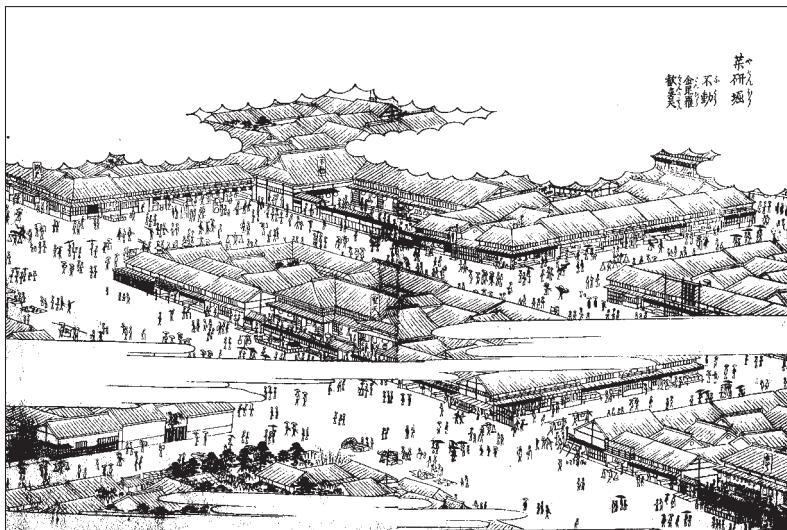
《天保十一年＝一八四〇年》

町道場への参詣禁止 縁日のにぎわいは？

八月十七日 市中の町道場への参詣、縁日の際に道場付近に商人が多数店を出し出すことを禁止することが申し渡された。寺院・社人・修驗・陰陽師いずれが所有する町道場もすべてが対象となる。ただし古跡地は例外として許される。また昨年末に触れ出された武家屋敷内に勧請された神仏最寄りへの商人参集の禁止についても、とりわけ町方最寄りでの規制徹底が指示された。

だが、この趣旨をめぐっては町役人から早速伺いが出されている。一つは「古跡地」の定義はどのようなものかという点である。二つは、その定義と関わって、格別に古くから多くの参詣客を集め、縁日にもにぎわいを見せてきた、薬研堀薬師・西河岸の地蔵など町地面に所在する施設の取り扱いはどうなるかということだ。

寺社奉行の見解によれば、古跡地とはまず沽券地で



薬研堀不動・金毘羅・歡喜天（『江戸名所図会』卷一 第一冊）

はなく寺社奉行管轄地に所在し、古来より一社・一寺として存在してきた宗教施設ということになり、薬研堀不動などは古跡地からはずれることになる。

一方、各所の縁日を主な稼ぎ場としてきた植木屋らも深刻な事態と受け止め、小前の者の生活が圧迫され不穏な情勢も生じかねないとして、長年商いに出てきた場所は引き続き許可されるように願い出ている。↓
産業54—537頁。

内藤新宿防火再協定

十一月 内藤新宿宿内において、火の元見廻り、出火時消防方の協定を強化する議定書が作成され、今日代官山本大膳へ提出された。宿内の家主・旅籠屋・下宿茶屋の他、抱薦人足・湯屋株主ら二百一名が署名している。

昨天保十年から出火が相次ぎ、大火になることもあつたため、宿場の存続のため防火・消火体制の強化が課題となっていた。取り決められた内容は大略以下の通りである。

家主・旅籠屋は、通常の火の元見廻りの強化と、火消道具の修復・新規増設、町抱薦人足等を含めた非常時の迅速かつ確実な駆けつけと消防活動について。下宿茶屋は出火時高札場駆けつけの上高札の避難を請け負い、湯屋・髪結は高札避難のほかに名主宅にある御用書物の避難も請け負っていて、それぞれ役割にあたる人数を確認した。

これらのが非常時駆けつけの取り決めを破った場合、役の取り放ちや家業の差し止めなどの処罰があるが、この確認作業に使われるのがあらかじめ配られている名前入りの木札である。出火時駆けつけ次第宿役人に渡し、鎮火後に改めを受けることで出欠が確認できるという寸法だ。

なお延焼防止のための家屋取り壊しについて補償制度の取り決めも盛り込まれた。取り壊した家屋の手前で鎮火した場合は宿方入用で元通りに建て直し。境内で鎮火した場合は本来なら焼けているので建て直はないが、延焼止めの功により相当の手当を支給。取り

壊し家屋を越えて延焼した場合は補償なしという具合に、取り壊さなかつた場合を想定して補償内容が分類されている。↓市街39—283頁。

『天保十二年＝一八四一年』

大御所徳川家斉薨御

閏正月晦日 前將軍、大御所徳川家斉公薨御のことが周知された。十一代將軍として十四才で將軍職を継ぎ、在位は天明六年（一七八六）から天保八年（一八三七）までの五十年余に達し、歴代最長を記録する。その後位を譲り大御所となつて四年足らず、享年六十九才でこの世を去られた。

市中には鳴物・普請・商売等の停止が触れ出され、不要の寄合や外出禁止、往還木戸の〆切時間帯の徹底、火の元用心のための水桶設置など、町奉行所から厳重な注意事項が矢継ぎ早に通達された。

また、忌服のため月代を剃ってはならない日数も通達され、武家で十七日から五十日の間、町名主では七

日間とされた。

なお、家斉公の埋葬地について、寛永寺か増上寺かは発表されていないが、ある筋からの情報によると寛永寺が有力なようだ。新たな廟所造営は禁止されてしまうため、宝塔のみが歴代将軍の廟所に合祀されることになる。→市街39-344頁、産業54-640頁。

江戸表金銀奢侈品取集出高、京大坂より不振

八月 天保九年閏四月に出された百姓町人の金銀具類の所持禁止、金座銀座への提出の御触に続いて、奢侈品の所持・製造・販売を禁止する御触が度々出されたが、今月、江戸表では京大坂に比べて金銀の取り集め高が著しく低かったことが判明した。勘定奉行がその訳を

町奉行に問い合わせたことから判明したもの。

天保九年・十年の二年間で集められた金銀具類を座方で潰した量で比較すると、次のようなになっている。

潰金 京都 一貫八匁三分

大坂

九十九匁

江戸

無御座

潰銀 京都 一八九一貫六〇四匁二分八厘

大坂 九四八貫九〇八匁二分

江戸 一七七貫九一二匁六分七厘

銀は京都が江戸の凡そ九倍、大坂は五倍ほどあり、金は比べようがなく江戸の出高はゼロになっている。

金銀具類とも天保九年中は所持していても問題ないが、翌年以降は処罰の対象になるとされていた。座方へ差し出せば相当の代金と交換されることになつていだが、御触出しの当初から御府内での出高は在方よりも少なく、世話掛名主を金銀具取集掛に任命して促進を図つたが、この出高数ではさほど効果はなかつたと推測される。

もつとも江戸の町奉行は、天保十年以降は金銀奢侈品の所持そのものが禁止されたのであり、吟味筋から違法所持により没収されたものは除いて差し出しようがないはずだが、京都・大坂はどのような仕法で取り集めたのかと、逆に疑問を呈している。御触の趣旨に従えば町人が金銀奢侈品を持つているはずがないのに、

どうして取り集められるのかというわけだ。

法の建前に沿うか、実態に即応して取り集めるかといった対応の違いが、三都の取り締まりぶりに相違を生んだようだ。

↓産業 54—135、172、240、241、246、294、318、365、787頁。

渡辺華山自殺

十月十一日 三河国田原藩（現・愛知県渥美郡）藩士 渡辺登（華山）が、昼頃自宅で自殺しているのが発見された。第一発見者である付き人や親類達は、持病のうつ病が高じたに違いないと述べており、同藩もそのように認識している。最近、特に引きこもることが多かったという。本件は十七日に江戸町奉行所、十八日に老中真田幸貫、水野忠邦（本件担当者）に報告された。二十三日、町奉行遠山景元より、配下の与力中島嘉右衛門、礒貝七五郎他三人を現地へ調査に向かわせた。その結果、遺体には、腹に約六寸（十八センチ）・深さ約二寸（六センチ）程の疵、喉に幅約一寸二分程（三・六ミリ）程の疵がみられ、関係者に聞き取りを行った上で事件性は低いことを確認した。尚、本件により藩主三宅康直は謹慎には及ばないとの裁許であった。

渡辺華山は天保三年に藩の海岸掛に任じられると高野長英らの蘭学者を招き海外事情等の新知識吸收に努めた。やがてその学識を慕って多くの幕臣や儒者が集まつたが、このことが幕府の文教を掌る林家に睨まれ、林述斎の子で当時目付の職にあつた鳥居耀蔵の策略から、昨年五月十四日に投獄された。その後十一月に在所蟄居を命じられていた。一説では蟄居後、同人の弟子達が資金援助のため絵画を売り歩く行為を水野に探知されたと誤認、藩主に迷惑が及ぶのを恐れ自殺に至つたともいわれる。享年は四十八歳であった。↓市街 39—82頁。

株仲間停止、菱垣廻船積規定廢止

十二月十八日 去る十三日、町奉行から株仲間停止の町触が出され、商品流通に独占的特権を保持していた問屋機構が瓦解、素人の参入が可能となつていたが、

今日改めて菱垣廻船積規定も廃止され、運送方法は荷主次第となつた。これらのことから自由競争によつて物価の低下を図る意図が伺えるが、うまく機能するかは今後注視していくことが必要だ。

この停止令のきっかけは菱垣廻船積仲間の不正だとされるが、冥加金一万二百両の上納が差し止められ、株札・鑑札を返上の上、問屋・仲間・組合と称することも禁じられた。

価格つり上げなど、独占的問屋商人の弊害は従来から指摘されていたが、他方、一斉に停止することの危険性を指摘する声もある。これまで問屋は月々の相場や物資の入津高をチェックする機能を果たし、江戸に入つて来る物の員数を常に把握していた。また、菱垣廻船積問屋仲間による難破船処理規定もなくなるため、弁償方法にも問題が出てくること必至といふわけである。

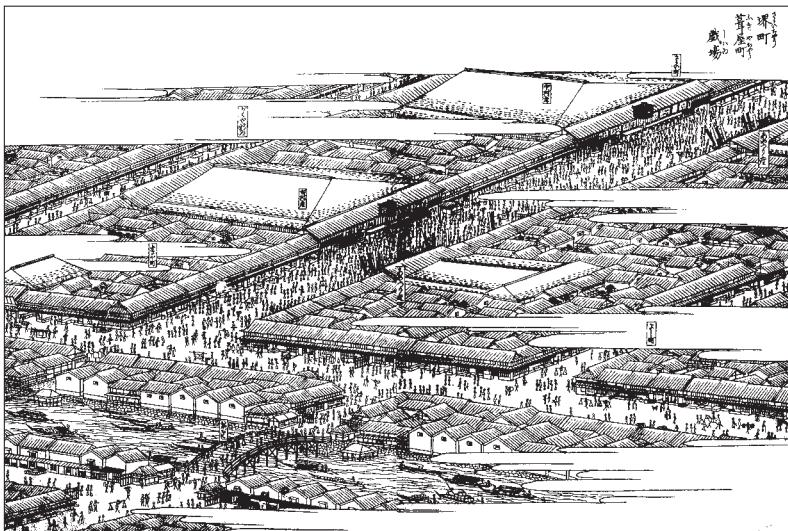
実のところ、株仲間停止を決断した老中水野忠邦と町奉行はこの件で対立しているらしい。北町奉行遠山

景元は十三日の株仲間停止の町触を故意に遅らせたとして、翌日御目通差控を言い渡されている。→産業54-1
864、878頁。

歌舞伎・操芝居の移転を命令

十二月十八日 十月七日の火災で焼失した堺町・葺屋町の狂言座（歌舞伎）、操芝居（人形淨瑠璃）及びこれに關わる町屋について移転命令が出された。移転先是今後決定される。木挽町の芝居についても今後の類焼・修築時には同様の処置が取られることになった。

歌舞伎役者達が身分もわきまえず町人と交流していること、歌舞伎の内容が一段と下品になり続けていること等から、庶民の風俗へ悪影響が及ぶのを防ぐためであるという。この命令は、同年十月の同所火災以降、老中水野忠邦が画策していたが、町奉行遠山景元は、江戸歌舞伎の由緒を説明し、これまで度々焼失してきた際に移転案は出されなかつたこと、歌舞伎の内容は改善されつつあること、強制移転はむしろ混乱を招く等の理由を述べ、移転と取り締まりに反対した。しか



境町・葺屋町戯場 (『江戸名所図会』卷一 第二冊)

し、最終的に水野が将軍に上申書を提出し移転を押し切った形だ。本件から、強硬に改革を進める老中水野と、市民の現状を考慮しつつ改善策を探る町奉行遠山との対立が窺える。→産業54—86頁。